（日本側書簡）

本大臣は、更に、ウズベキスタン共和国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十五年一月二十日にタシケントで

ウズベキスタン共和国
投資・産業・貿易大臣
クドラートフ・ラジズ・シャフカトヴィッチ

ウズベキスタン共和国駐在
日本国特命全権大使　羽鳥隆閣下

○外務省告示第二百四十九号

令和七年五月三十日に東京で、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

令和七年六月二十六日

外務大臣臨時代理
国務大臣　阿部　俊子

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　六億六百万円
3　贈与の供与期限　令和十五年十二月三十一日
4　署名者

日本側　齋田伸一在バングラデシュ大使
バングラデシュ側　ムハンマド・ダウド・アリ・駐日大使

○国土交通省告示第四百七十九号

地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第三条第一項の規定により、次の地域を地すべり防止区域に追加指定する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　山梨県小永田地すべり防止区域

山梨県北都留郡小菅村字ハケ及び字沢入の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた区域

点	北緯	東経
1	35°44′41.2702″	138°57′33.0675″
2	35°44′39.1618″	138°57′34.0868″
3	35°44′38.3314″	138°57′31.6391″
4	35°44′40.9603″	138°57′30.0932″
5	35°44′43.0953″	138°57′29.4303″
6	35°44′43.8183″	138°57′30.7460″
7	35°44′43.7927″	138°57′31.0235″
8	35°44′44.0057″	138°57′30.9253″
9	35°44′44.7813″	138°57′31.3809″
10	35°44′45.3250″	138°57′32.0648″
11	35°44′45.5007″	138°57′32.3768″
12	35°44′45.1290″	138°57′32.7087″
13	35°44′44.8106″	138°57′32.8388″

○国土交通省告示第四百八十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
平石川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県神崎郡市川町上牛尾
字高岸　二一〇八番一　一号及び二号
二一〇八番二　三号から十二号まで
字平石　二一〇七番五　十三号から三十二号まで
二　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
別所原川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から五十号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県赤穂郡上郡町高山
字肥谷　一三一一番八　一号及び二号
一三一一番四　三号から十三号まで
一三一一番一　十四号から二十五号まで
一三一一番九　二十六号から三十七号まで
字大谷
一三一〇番二二　四十三号から五十号まで
字別所原上ノタン　二九五番一　三十八号、三十九号、三十一号及び四十二号
一三九三番　四十号
三　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宮ノ下谷川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県佐用郡佐用町上月
字横原　八二三番一八　一号から五号まで
八二三番二一　六号及び七号
八二三番二二　八号
八二二番　九号から十一号まで
四　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
柴山川（一）
㈡　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県美方郡香美町香住区沖浦
字寺ケ谷　三一一番　一号
三三一番　八号から十号まで
三二八番　十一号
三二二番　十二号及び十三号
三一二番　十四号
字コチヤガ谷　三四九番　二号
三四八番　三号及び四号
地先道路敷
三六九番　五号から七号まで
字丸山

○国土交通省告示第四百八十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年六月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　㈠　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上野川
㈡　砂防法第二条の土地の表示
愛媛県新居浜市大島字上野川、字引土及び字高山の区域内の土地のうち、次の一点から三十四点までを順次結んだ線及び一点と三十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域
一点　北緯三三度五九分四八秒四五一三　東経一三三度二二分〇四秒九六七三
二点　北緯三三度五九分四八秒八七四六　東経一三三度二二分〇四秒二六六一
三点　北緯三三度五九分四九秒六二九四　東経一三三度二二分〇三秒八一七五
四点　北緯三三度五九分五〇秒〇四〇九　東経一三三度二二分〇二秒九七五八